

## 花鶏学苑教育支援ボランティア設置要綱

(平成 28 年 4 月)

(目的)

第 1 条 この要綱は、フリースクール花鶏学苑（以下「本学苑」という。）の活動に地域の方々が教育支援ボランティアとして関わって頂くことにより、本学苑における諸問題の解決を図り、もって本学苑支援活動の充実に資することを目的とする。

(活動内容)

第 2 条 教育支援ボランティアの活動は、次に掲げる活動のいずれかを学苑長（以下「学苑長」という。）の指示により行うものとする。

- (1) 本学苑の活動において配慮を要する子どもの支援
- (2) 本学苑の行事、部活動等に関する支援
- (3) 環境整備等に関する支援
- (4) その他学苑長等が必要と認める支援活動

(登録手続等)

第 3 条 教育支援ボランティアを希望する者は、花鶏学苑教育支援ボランティア登録申込書を本学苑の学苑長宛に提出しなければならない。

2 本学苑は、前項の規定により申請した者のうち、教育活動の支援に意欲があり、地域から信頼されていると認めるものを登録する。

3 本学苑は、登録者名簿を作成し、登録者に対して必要なボランティアを依頼する。

(任期)

第 4 条 教育支援ボランティアの任期は 1 年とし、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 カ月前までに、甲乙の双方から何ら申し出のないときは、本契約は期間満了の翌日から自動的に満 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2. 年度途中で登録した者は、登録した日から当該年度の末日までとする。

(遵守事項)

第 5 条 教育支援ボランティアは、活動に関し次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本学苑及び運営法人の指示に従うこと。
- (2) 信用を失墜する行為を行わないこと。
- (3) 政治的活動及び宗教的活動を行わないこと。
- (4) 活動により知り得た個人情報等を漏えいしないこと。

(登録取消し)

第 6 条 本学苑は、教育支援ボランティアが前条の規定に反する行為を行ったと認めるときは、登録を取り消すものとする。

(保険)

第 7 条 教育支援ボランティアは、ボランティア活動保険に加入するものとする。ただし、オンライン上での活動が主体の場合は、加入しないものとする。

(費用負担)

第 8 条 教育支援ボランティアは原則として無償とし、活動に伴う謝礼等は支給しない。ただし、交通費等、費用負担が必要であると認めるときは双方協議のうえ、実費を支給することができる。

教育支援ボランティア活動の維持にかかる予算は、本学苑の生徒・利用者から徴収する利用料や指導料、受講料等で賄うものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本学苑が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月から施行する。

この要綱に定めのない事項、または本要項の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、双方が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。